

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 【条例】 ○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 【解説】 ○ 公布した条例の解説		目次		岡山県公報
		担当課（室）	発行 岡山県	
				
				目次
				担当課（室）

令和3年5月18日 岡山県公報 号外

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年五月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十九号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十一号チを次のように改める。

チ 豚又はいのししへの豚熱予防注射 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 家畜伝染病予防法第五十三条第三項に規定する家畜防疫員が行う場合 一回につき二百三十円

- (2) 知事認定獣医師（農林水産大臣が定める指針により知事が認定した獣医師（獣医師の属する団体を含む。）をいう。）が行う場合 一回につき七十円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

最近の豚熱の発生状況に鑑み、知事認定獣医師が行う場合の豚又はいのししへの豚熱予防注射に係る手数料の額を定める等所要の改正を行ったものである。